

武情審答申第 23 号
平成 30 年 3 月 15 日

武蔵野市長 松 下 玲 子 殿

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 室 井 敬 司

答 申

1 審査会の結論

武蔵境駅北口市有地有効活用事業（以下「本件事業」という。）の事業者募集（以下「本件募集」という。）に、武蔵野市長（以下「実施機関」という。）が平成 28 年 3 月に制定した「武蔵境駅北口市有地有効活用事業募集要項」（以下「本件募集要項」という。）に基づき応募して平成 28 年 7 月 27 日から同月 29 日までに武蔵野市に提出された全応募者の価格提案書内訳書及び事業提案書類（以下「本件文書」という。）につき、審査請求人が行った平成 29 年 1 月 18 日付け開示請求（以下「本件請求」という。）に対して実施機関が平成 29 年 5 月 26 日付けでした武蔵野市情報公開条例（平成 13 年 3 月 23 日条例第 5 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定による一部開示決定（以下「本件決定」という。）は、下記(1)の限度で取り消し、下記(3)の限度で本件文書を開示すべきである。

記

(1) 取り消すべき非開示決定部分

非選定事業者提出の本件文書のうち、下記(3)の開示相当部分を非開示とした決定部分

(2) 本件文書のうち非開示を相当とする部分

ア 選定事業者の価格提案内訳書及び事業提案書のうち本件決定が非開示とした部分

イ 非選定事業者の価格提案内訳書及び事業提案書のうち本件募集要項 6・(4)・2) が定めた様式 2-1(事業実績)、2-2 (事業スケジュール)、2-3 (実施体制)、2-4 (資金調達方法)、2-5 (事業収支計画) 及び 2-6 (事業破たん防止に関する措置・リスク管理方針) の各文書

(3) 本件文書のうち開示すべき部分

非選定事業者の事業提案書のうち上記(2)イに掲記した各文書を除いた全文書（ただし、取引先・得意先の名称、法人間の提携・下請関係等の条例第 9 条第 3 号本文に該当する個別の記述部分及び個人情報に該当する記述部分は非開示）

2 本件の概要

(1) 本件決定は、本件募集要項のもとで募集に応じた 7 事業者から提出された本件文書のうち、選定事業者の価格提案内訳書及び事業提案書の一部並びに非選定事業者の価格提案内訳書及び事業提案書の全部について、それらが条例第 9 条第 3 号に該当するとして、平成 29 年 2 月 7 日

付けで実施機関が非開示としたものである。

これに対し審査請求人は、本件決定を不服として、平成29年5月2日付けで実施機関に対し、本件決定を取り消し、非開示文書のうち個人情報にかかわる部分以外の全ての部分の開示を求めるとの、行政不服審査法に基づく審査請求を行った。

(2) 実施機関は、本件審査の過程で、本件決定について次のように説明した。

ア 選定事業者及び非選定事業者の価格提案内訳書、選定事業者の事業提案書の中で非開示とした部分及び非選定事業者の事業提案書の全部は、いずれも当該提案者の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の競争上の又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれるおそれがあるから（条例第9条第3号本文）、それらの部分を非開示とした本件決定は正当である。

イ 本件募集要項5・(4)・9・③は「応募書類は公表しない」、同要項6・(5)・1は「契約に至らなかった応募者の提案については、市による優先交渉権者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。」とそれぞれ定めており、これは市が事業者の権利利益保護のために規定したものであるとともに、このことにより本文書は「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報」に該当し、かつ、「当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」(条例第9条第7号)に該当するから、それらを非開示とした本件決定は正当である。

ウ 本文書は、「市の機関が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉または争訟にかかる事務に関し、地方公共団体の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ」があり、「当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(条例第9条第6号)に該当するから、本文書を非開示とした本件決定は正当である。

(3) 審査請求人は、本件審査の過程で、本件決定について次のように主張した。

ア 本文書は、「市の重要な計画」に当たるものであるから、実施機関にはその公表又は提供義務がある（条例第6条第1項第1号）。

イ 選定事業者及び非選定事業者の価格提案内訳書の中の全体のバランスが分かるような形の部分だけや非選定事業者の事業提案書の中の「その場所だからこそその部分」は「事業運営上のノウハウ」には当たらないので条例第9条第3号に該当せず、これらを非開示とした本件決定は誤りであるから、個人情報に関わる以外のものは開示すべきである。

ウ 本件募集要項中の「契約に至らなかった応募者の提案については、市による優先交渉権者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。」との規定（同要項6・(5)・1）は、市による優先交渉権者選定過程等の説明のためには非選定事業者の提案書類の全部または一部を使用できるとの意味を含むものであるところ、審査請求人はまさに優先交渉権者選定過程等の説明のために本文書の開示を求めているのであるから、それを非開示とした本件決定は誤りであり、個人情報に関わる以外のものは開示すべきである。

(4) アンケート調査の実施

実施機関は、当審査会の求めに応じて、平成 29 年 8 月 30 日付けで本件募集に応募して本件事業の事業者選定の選考を受けた 6 事業者全員に対し、各自が提出した事業提案書について、本件募集要項が様式を定めた提出書類（同要項 6・(4)・2）の項目ごとに開示の可否に関するアンケート調査を行い、うち選定事業者を含めた 5 事業者から回答（以下「本件アンケート回答」という。）を得て、これを当審査会に提示した。

3 審査会の判断

(1) 本件文書の開示の是非についての基本的な考え方

ア 本件文書は、法人である選定事業者及び非選定事業者の事業に関する情報であるが、その中には、「公にすることにより、当該事業者の競争上の又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれるおそれがある」とまでいえないことが容易に理解できるものも混在しているから、応募書類の全部が当然に条例第 9 条第 3 号に該当するとすることはできず（このことは、本件回答に応じた事業者のうちの複数名が、事業提案書の中の様々な項目の記述部分について公開を是認する見解を示している事実等によっても知り得る。）、それらの開示の是非は、条例第 1 条の目的を踏まえて、そこに含まれている文書部分の内容ごとに条例第 9 条第 3 号への該当の有無が判断されるべきである。よって、非選定事業者の事業提案書について、その内容を吟味することなく一律に非開示とした本件決定を正当とする実施機関の見解(上記 2 (1)ア)は、採用できない。

イ 本件募集要項 6・(5)・1) の「契約に至らなかった応募者の提案については、市による優先交渉権者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。」の規定は、同項の表題に明示してある通り、市による応募文書の著作権利用について一定の制約を設けたものである。他方、著作権法第 42 条の 2 は、地方公共団体の機関が情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、条例で定める方法により開示するために必要と認められる限度において当該著作物を利用することができる」と定めている。したがって、条例に基づいて非選定事業者の事業提案書の開示を相当とすることにつき、本件募集要項の規定を理由に開示を非とする実施機関の見解は正当でない。さらに、本件募集要項 5・(4)・9・③や 6・(5)・1) の規定が応募者の提案書を公表しない旨を実施機関が非選定事業者に対して約したものだとしても、条例にもとづく情報公開請求を正当として当該情報を公開する場合には適用外とされるべきである。

また、この応募行為は、実施機関の要請を受けて行われたものでなく、各事業者が自発的に行ったものであるから、本件文書は条例第 9 条第 7 号の「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出された情報」にそもそも該当しない。さらに、これまで武蔵野市においては、武蔵野市吉祥寺シアター及び武蔵野プレイスの建設に際しての事業者選定（前者は指名式プロポーザル方式、後者は公募型プロポーザル方式）がいずれも全応募者の応募書類を公開する方法で実施され支障なく事業者選定が行われてきている事実を照らすと、こうした公募

について「公にしない」ことが通例であるとか合理的であるとかいえないことは明らかであり、この点からも本件文書を条例第9条第7号に該当するものとし得ない。

よって、非選定事業者の事業提案書について、一律に非開示とした本件決定を正当とする実施機関の見解（上記2(1)イ）は、採用できない。

ウ 現時点で、本件募集と応募、それに基づく優先交渉権者選定及び優先交渉権者と実施機関との間の諸契約の締結がすべて完了し、本件事業のための建設工事が着工されていることは当審査会に顕著な事実である。すなわち、本件文書の公開の有無によって、本件事業遂行に関する「契約、交渉または争訟にかかる事務」に関し、実施機関の「財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ」や「当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とすべき具体的事情は現に存在しておらず、かつ、本件事業に関して、そのような「おそれ」が生じると予測すべき事情の存在を肯認するに足りる具体的資料も実施機関から提出されていない。

なお、実施機関は、「上記の応募要項のもとでの非選定事業者の応募情報を開示するとなると、この種のプロポーザルに際して事業者から応募が得られなくなる（少なくなる）ことや、各事業者がノウハウを盛り込むことに消極的となる結果、適切で具体性のある提案が得られなくなるなど、今後の市の行政運営に重大な支障が生じると考えられる。」とも主張するが、そうした将来についての一般的・抽象的な「考え」をもって条例第9条第6号の「おそれ」とすることはできない。

よって、本件文書を条例第9条第6号に該当するものとして一律に非開示とすべきとする実施機関の見解（上記2(1)ウ）は、採用できない。

エ 条例第6条第1項本文ただし書は、同項各号に該当する情報であっても、それが条例第9条各号に該当するときは実施機関はこれを非開示とすることができる」と定めているから、条例第6条第1項第1号に該当する文書であることだけで直ちに本件文書全部を開示すべきだとする審査請求人の見解は、採用できない。

(2) 本件文書の開示についての具体的判断

ア 上記(1)の基本的な考え方に立って、当審査会は、本件文書の開示の是非について、次記イ以下のとおり判断する。

イ 選定事業者及び非選定事業者の価格提案内訳書について

この価格提案内訳書は、開示済みの価格提案書（本件応募要項6・2）に掲記されている応募様式10の文書に記載されている数値的結論を導き出すにあたっての計算上の諸要素の選択や計算方式などの具体的詳細を記述した各事業者固有の「事業上のノウハウ」に当たるものであって、その開示が「当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他の社会的地位が損なわれると認められるもの」に当たるから、同価格提案内訳書の全部を非開示とした本件決定は正当であり、是認すべきものと当審査会は判断する。

この非開示部分について、審査請求人は、価格提案内訳書の中でも「全体のバランスが分か

るような形の部分」だけは開示すべきであると主張するが、開示済みの全応募事業者の価格提案書には、「月額地代」、「市政センターの月額賃料単価」、「市政センターの月額賃料単価の内共益費相当分」及び「市政センター月額賃料（共益費相当分を含む）」の各数値が表示してあり、価格提案内訳書によらずとも、各応募案の価格的なバランスや案同士の比較はおおよそ可能であるから、審査請求人のこの点の主張は容認できない。

ウ 選定事業者の事業提案書について、

上記2(1)に摘示した通り、本件決定は、選定事業者の事業提案書のうちの一部を、条例第9条第3号に該当するとして、非開示とした。

そこで、同提案書を検分すると、同書類のうち実施機関が非開示とした部分のすべては、取引先・得意先の名称、法人間の提携・下請関係、資金調達の予定額、借入金の額・返済計画等のいずれかであって、開示することにより選定事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるものに当たると認められるから、条例第9条第3号本文にもとづいてこれらを非開示とした本件決定は正当であり、当審査会もこの決定を是認すべきものと判断する。

エ 非選定事業者の事業提案書について

上記2(1)に摘示した通り、本件決定は、非選定事業者の各事業提案書の全部を一律に非開示としたが、このような一律的な非開示を正当とし得ないことは上記3(1)で詳述した通りである。

そして、本件事業の事業者選定の選考を受けた6事業者のうち5事業者から得た本件アンケート回答において、複数の事業者が複数の項目について開示を可としている事実及び上記ウの通り、実施機関が選定事業者の事業報告書について「当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他の社会的の地位が損なわれると認められるもの」を除いた部分を既に開示している事実を参酌すると、非選定事業者の各事業提案書について、本件募集要項が定めた様式の文書部分ごとに「当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他の社会的の地位が損なわれると認められるもの」か否かを検討し、さらに個人情報にかかわるものか否かをも検討して、いずれにも非該当の部分を開示することにするのが相当である。

そこで、非選定事業者の事業提案書について上記の点を具体的に検討すると、同事業提案書のうちの本件募集要項6・(4)・2)に掲記された様式2-1(事業実績)、2-2(事業スケジュール)、2-3(実施体制)、2-4(資金調達方法)、2-5(事業収支計画)及び2-6(事業破たん防止に関する措置・リスク管理方針)によって作成された各文書は、いずれも「事業遂行能力に関する事項」に関わるもので、各事業者の事業遂行の中核的事項を記載したものであるから、それらの情報の公開によって当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他の社会的の地位が損なわれると認められるので、それらの文書は開示の対象から除外して非開示とするのが相当である。

これに対し、上に掲記した以外の様式によって作成された各文書、すなわち、様式1-1、1-2、1-3、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6及び3-7並びに任意様式による各文書は、その中に建築・土木工事に関わる記述部分や営業活動に関わる記述部分、施設のデザインや施設の細部を工夫したものなどを含んではいるが、それらは工業所有権関係法規によって独占的・排他的な権限

を有するとされるものでないばかりか、それと同等程度の高度の工夫がこらされたものとも見えず、総じて本件事業に応募する事業者一般の常識の範囲を出るものでないと認められる。さらに、本件募集に応募した全事業者は、選定事業者となった場合には、上記各文書を含む事業計画の全部（すなわち、施設のデザインや施設の細部の軽微な工夫などに至るまで）が公表されることを承諾している（本件募集要項 5・(4)・11) のであるから、そうした情報の開示の是非について選定事業者と非選定事業者とで取り扱いを異にすべき理由もない。これらのことを総合すると、上に掲記した範囲での本件文書の開示は、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるものに当たるとまでは認められず、したがって、これらの文書については、本書冒頭 1 (3) ただし書に記載した個別非開示部分及び個人情報に該当する記述部分を非開示としたうえで、開示するのが相当である。

4 審査の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 29 年 5 月 26 日	諮問
平成 29 年 6 月 22 日	実施機関より理由説明書收受
平成 29 年 7 月 3 日	審議（第 14 期第 2 回審査会）
平成 29 年 7 月 22 日	審査請求人より意見書收受
平成 29 年 7 月 25 日	実施機関より補充説明書收受
平成 29 年 8 月 4 日	審議（第 14 期第 3 回審査会）
平成 29 年 9 月 1 日	審査請求人より口頭意見陳述聴取 審議（第 14 期第 4 回審査会）
平成 29 年 9 月 20 日	実施機関より資料收受
平成 29 年 9 月 28 日	審議（第 14 期第 5 回審査会）
平成 29 年 11 月 17 日	実施機関より補充説明書收受
平成 29 年 11 月 30 日	審議（第 15 期第 1 回審査会）
平成 30 年 1 月 26 日	審議（第 15 期第 2 回審査会）
平成 30 年 3 月 5 日	審議（第 15 期第 3 回審査会）